

維持管理情報(2025年度)

①埋め立てた産業廃棄物の各月毎の種類及び数量

日付	政令第2条第13号に掲げるもの(m ³)
2025年4月	埋立処分なし

(注) 政令第2条第13号に掲げるものとは、処分するために処理したもので他の廃棄物に該当しないもの。
 当社では主に廃酸や廃アルカリをコンクリート固化により固型化したものを指す。

②残余の埋立容量の測定年月日及び測定結果

測定年月日	残余の埋立容量(m ³)
2025年4月30日	86.2

ただし、届出した埋立容量から未施工分の468.2m³を除く。

③地下水の水質検査に係わる事項

【地下水等検査項目】

a) 採取場所	処分場上流域	
b) 地下水採取年月日	2025年5月7日	
c) 水質検査結果の得られた年月日	2025年5月19日	
d) 水質検査の結果	地下水等検査項目基準	検査結果
アルキル水銀	検出されないこと	< 0.0005
総水銀	0.0005mg/L以下	< 0.0005
カドミウム	0.003mg/L以下	< 0.0003
鉛	0.01mg/L以下	< 0.005
六価クロム	0.02mg/L以下	< 0.005
砒素	0.01mg/L以下	< 0.001
全シアン	検出されないこと	< 0.1
PCB	検出されないこと	< 0.0005
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.0005
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	< 0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	< 0.0002
チラウム	0.006mg/L以下	< 0.0006
シマジン	0.003mg/L以下	< 0.0003
チオペンカルブ	0.02mg/L以下	< 0.002
ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001
セレン	0.01mg/L以下	< 0.001
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	< 0.0002
e) 水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容	該当なし	
f) 生活環境保全上必要な措置を講じた年月日	該当なし	

(注) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。(単位 : mg/L)

a) 採取場所	処分場下流域
b) 地下水採取年月日	2025年5月7日

c) 水質検査結果の得られた年月日	2025年5月19日	
d) 水質検査の結果	地下水等検査項目基準	検査結果
アルキル水銀	検出されないこと	< 0.0005
総水銀	0.0005mg/L以下	< 0.0005
カドミウム	0.003mg/L以下	< 0.0003
鉛	0.01mg/L以下	< 0.005
六価クロム	0.02mg/L以下	< 0.005
砒素	0.01mg/L以下	< 0.001
全シアン	検出されないこと	< 0.1
PCB	検出されないこと	< 0.0005
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	< 0.0005
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	< 0.002
四塩化炭素	0.002mg/L以下	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	< 0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	< 0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	< 0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	< 0.0002
チラウム	0.006mg/L以下	< 0.0006
シマジン	0.003mg/L以下	< 0.0003
チオペンカルブ	0.02mg/L以下	< 0.002
ベンゼン	0.01mg/L以下	< 0.001
セレン	0.01mg/L以下	< 0.001
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	< 0.005
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	< 0.0002
e) 水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容	該当なし	
f) 生活環境保全上必要な措置を講じた年月日	該当なし	

(注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。(単位：mg/L)

【電気伝導率】

採取場所	処分場上流域			
地下水採取年月日	水質検査結果の得られた年月日	水質検査の結果(電気伝導率)	水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容	生活環境保全上必要な措置を講じた年月日
2025年4月4日	2025年4月7日	266 μ S/cm	該当なし	該当なし

採取場所	処分場下流域			
地下水採取年月日	水質検査結果の得られた年月日	水質検査の結果(電気伝導率)	水質の悪化が認められた場合、講じられた生活環境保全上必要な措置の内容	生活環境保全上必要な措置を講じた年月日
2025年4月4日	2025年4月7日	369 μ S/cm	該当なし	該当なし

④外周仕切設備及び内部仕切設備の点検年月日、点検の結果、損傷が認められた場合に講じられた措置の内容及び措置を講じた年月日

点検年月日	点検の結果	講じた措置
2025年4月30日	異常なし	該当なし